

人道の港敦賀ムゼウムロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、人道の港敦賀ムゼウムロゴマークを使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの権利)

第2条 ロゴマークの一切の権利は、敦賀市に帰属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用するときは、あらかじめ人道の港敦賀ムゼウムロゴマーク使用許可申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、許可を受けるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ非営利目的に使用する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は他の地方自治体が使用するとき
- (2) 教育機関が教育の目的で使用するとき
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
- (4) 個人又は企業が情報発信・PRの目的で使用するとき
- (5) その他、市長が適当と認めたとき

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合、審査の上内容が適当と判断される場合、人道の港敦賀ムゼウムロゴマーク使用許可通知書(様式第2号)によりロゴマークの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 敦賀市及びロゴマークの信用又は品位を害すると認められるもの
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められるもの
- (3) 政治、宗教、思想等のための活動であるもの
- (4) その他、市長が不適当と認めるとき

(使用許可期間)

第5条 使用期間は、許可を受けた日より1年間とする。ただし、更新を妨げない。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用許可を受けた者(以下、「使用者」という。)は、ロゴマーク使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマーク使用マニュアルに沿って正しく使用すること。
- (2) 使用許可を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (3) 第三者にこれを譲渡し、または転貸しないこと。

(4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(5) 物品等の完成品については、速やかに市長に提出すること。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用許可内容の変更)

第8条 許可を受けた使用者が許可内容について変更し、又は中止しようとするときは人道の港敦賀ムゼウムロゴマーク使用変更許可申請書(様式第3号)にて直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 市長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときにあつては人道の港敦賀ムゼウムロゴマーク使用変更許可通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消)

第9条 市長は申請書の内容に虚偽があると認めるとき、又は第4条の規定に該当すると認められたときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は前項の規定により許可を取り消された者は、直ちに使用を中止し、当該許可により作成された物品等も使用してはならない。

3 市長は使用許可を取り消されたことにより使用者に生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(損害賠償)

第10条 市長は、前号各号に該当する場合等において、これにより市に損害が生じた場合は、その損害を請求するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年3月19日から施行する。